

認定こども園 ふじま幼稚園 運営規程

(名称及び所在地)

第1条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園 ふじま幼稚園
- (2) 所在地 川越市熊野町1-3-10

(施設の目的)

第2条 学校法人ふじま幼稚園が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する認定こども園ふじま幼稚園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園の教育・保育目標は、「一人一人を大切に明るく心身ともに逞しく 我慢強い子」を理念として、以下のとおりとする。

- (1) 直接体験を通じ、健康で感性豊かな子を育てる。
- (2) 自ら創意工夫し、課題を乗り越えようとする逞しい子を育てる。
- (3) 自分を表現しつつ、相手を思いやる心優しい子を育てる。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員（法第31条第1項に規定する利用定員をいう。）は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	15	35	35	35	120
2.3号	—	7	11	0	17	17	18	70
合計	—	7	11	15	52	52	53	190

(教育・保育の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 健康、人間関係、環境、言葉、表現その他園長が必要と認めた教育・保育
- (2) 一時預かり

(子育て支援)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 子育て相談

実施曜日：原則として毎月第1週又は第2週の月から金のいずれかの日

(2) 園庭開放

実施曜日：原則として毎週月曜日及び木曜日の午前9時30分から11時30分

(3) 未就園児教室

実施曜日：月曜日、水曜日

(4) 絵本図書館

実施曜日：原則として月曜から木曜日

(職員の職種、員数および職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年川越市条例第63号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ川越市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長）（常勤専従） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長 1人

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 保育教諭（常勤専従）22人

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(4) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(5) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(6) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 事務職員 1人

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(学年及び学期)

第8条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月9日から7月18日まで
- (2) 第2学期 8月28日から12月19日まで
- (3) 第3学期 1月9日から3月17日まで

(1号認定子どもへ教育を提供する時間及び週数、並びに提供を行わない日)

第9条 当園において1号認定子どもへ教育を提供する時間及び週数、並びに提供を行わない日は、次のとおりとする。

ただし、当園の管理運営上必要があると認める場合は、当該日及び時間を変更することができる。

(1) 教育を提供する時間及び教育週数

原則として、午前8時30分から午後2時00分までとする。ただし、その週数は毎年度39週を下回らないものとする。また、前記以外の時間帯において、保護者が預かりを必要とする場合は、午前7時30分から午前8時30分まで又は午後2時00分から午後6時30分までの間で、一時預かり事業の提供を行うことができる。

(2) 教育の提供を行わない日

ア 土曜日、日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 春季休業日 4月1日から4月8日まで

エ 夏季休業日 7月19日から8月28日まで

オ 冬季休業日 12月20日から1月8日まで

カ 学年末休業日 3月18日から3月31日まで

キ 開園記念日 2月20日

ク 振替休日 ふじま祭り・運動会・音楽発表会・ふじまっこ発表会

ケ 県民の日 11月14日

(2号認定子どもへの教育・保育及び3号認定子どもへの保育を提供する日及び時間、並びに提供を行わない日)

第10条 当園において、2号認定子どもへの教育・保育及び3号認定子どもへの保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日は、次のとおりとする。

(1) 保育の提供を行う日

月曜日から土曜日までとする。

(2) 保育の提供を行う時間

ア 保育標準時間認定を受けた子どもに係る保育時間

月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後6時30分まで及び土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

イ 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで及び土曜日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(1) 保育の提供を行わない日

ア 年末年始 12月29日から1月3日まで

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 日曜日

（一時預かり事業）

第11条 1号・新2号認定こどもへの教育・保育の提供時間以外を一預事業として保育の提供をする。利用時間等は、次のとおりとする。

(1) 利用時間

1号・新2号認定の子ども

午前7時30分から午前8時30分

午後2時から午後6時30分

※午前保育の場合は、午前11時30分から

(2) 利用の費用

費用については、別表2に定めるとおりとする。

(3) 長期休園の一時預かり事業

春期、夏期、冬期休園日に関しては、都度、お知らせする。費用に関しては、別表2のとおりとする。

（乳児等通園支援事業）

第12条 こどもの為の教育・保育給付を受けていない者を対象として就労要件を問わず時間単位で保育を提供する。

(1) 利用時間

午前9時から午前11時30分

午後1時から午後4時

(2) 利用の費用

費用については、別表2に定めるとおりとする。

(3) 実施曜日

月曜日から金曜日

(延長保育)

第13条 2号(保育短時間)認定子どもへの教育・保育の提供時間以外の延長保育を提供する。

(1) 利用時間

2号(保育短時間)認定子ども

午前7時30分から午前8時30分

午後4時30分から午後6時30分

(2) 利用の費用

費用については、別表2に定めるとおりとする。

(利用料その他の費用等)

第14条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村が定める利用料を、当園に支払うものとする。

2 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川越市条例第65号。以下「市運営基準条例」という。)第13条第3項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第15条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。選考基準は次の順に行う。

(1) 未就園児教室に在籍している。

(2) 兄弟姉妹が在園している。

(3) 兄弟が卒園している。

(4) その後は選考し、入園させる。

3 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)及び支援法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号子ども」という。)については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 当園を利用する2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(転園、休園、退園および卒園等に関する事項)

第16条 当園は、転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際して、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 休園又は退園しようとする者の保護者は、その理由を具して、園長に届け出るものとする。休園する際は、休園の理由によっては当園から保護者への必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与するものとする。
- 4 心身の発達が著しく他の園児の模範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時等における対応方法及び非常災害対策等)

第17条 当園は、園児の安全を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し、訓練を行うものとする。

- 2 当園は、災害時に備え、消防計画等の非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、避難及び消火に係る訓練を定期的に行うものとする。
- 3 当園は(認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法並びに市運営基準条例第18条及び34条に規定に従い)事故等が発生した場合には、園児の保護者及び市町村への連絡、警察その他の関係機関との連携、事故再発防止対策、事故の記録その他の必要な措置を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、川越市こども家庭課・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

- 第19条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

- 第20条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は、川越市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、認定こども園 ふじま幼稚園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、川越市こども政策課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

- 第21条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

- 第22条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第23条 当園は、市運営基準条例第16条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回を行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

3 市運営基準条例第16条に規定する外部による評価については、4年に1回実施し、その結果を公表するよう努める。

(秘密の保持)

第24条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第25条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存

(3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存)

附則

令和2年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定

この規程は令和7年9月1日から施行する。

別表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目		内容、負担を求める理由及び目的	金 額
上 乗 せ 徴 収	入園準備金		40,000円
	教育充実費	外部委託教育指導費（体育等）	月額（1号）8,200円
		食育充実費・こどもの会費分	月額（2号）8,200円
		人員配置費	月額（3号）9,800円
	諸費用	施設費	月額 1,800円
		バス維持費	月額 600円
実費徴収		給食費（誕生会牛乳代含む）	月額（1号）4,800円
		〃	月額（2号）8,250円
		〃	月額（3号） 0円
		バス代（利用者のみ）登降・課外	月額 1,000円～ 3,000円
		プール代（年間7～9回程度）	1回 1,100円
		保険代	年間 240円
		園服代（購入枚数によって異なる）	約55,000円
		教材費（各学年で異なります）	年間 約10,000～ 25,000円
		行事参加費（遠足、芋掘り、だ いこん・にんじん掘り等）	年間 約2,000円～ 5,000円

※上記実費としている項目については、徴収の都度金額の詳細を通知します。

※物価上昇等の影響により金額が変更となる場合があります。

2 延長保育に係る利用者負担

認定区分	延長保育利用時間	金 額	
保育標準時間認定	—	—	
	—	—	
保育短時間認定	7:30～ 8:30	2号	400円／1時間
		3号	500円／1時間
	16:30～18:30	2号	400円／1時間
		3号	500円／1時間

3 一時預かり事業に係る利用者負担（1号）

利用日	利用時間	金 額
平日	7:30 ～ 8:00	290円
	8:00 ～ 8:30	150円

	14:00 ~ 18:00	290円／1時間 150円／30分
	18:00 ~ 18:30	290円
長期休業日	8:00 ~ 18:00	3000円／1日
	7:30 ~ 8:00	290円
	18:00 ~ 18:30	

※休園日、又、長期休暇中の土曜日は290円／1時間

満3歳児クラス

利用日	保育時間	金 額
平日	8:30 ~ 13:30	保育料 無償 給食費 4,800円 施設費 1,800円 教材費 1,000円 バス維持費 600円 行事費 500円～ 教材費等 約5,000円

プレクラス

利用日	保育時間	金 額
平日	8:30 ~ 13:30	週2コース 10,000円 週4コース 20,000円 週5コース 24,000円 給食費 週2コース 2,350円 週4コース 3,750円 週5コース 4,800円 冷暖房費 300円 行事費 500円～ 教材費等 約5,000円

たまごルーム

利用日	利用時間	金 額
平日	① 午前コース 8:30～13:30 ② 午後コース 13:30～16:00 ③ 一日コース 8:30～16:00	① 3,000円 ② 1,500円 ③ 5,000円 登録料 1,000円／年 単発利用 600円／1h 300円／30分

乳児等通園支援事業

利用日	利用時間	金 額
月～金曜日	① 午前コース 9 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0 ② 午後コース 1 3 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0	3 0 0 円 / 1 h